

坂戸市多世代同居住宅改修等工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において多世代同居を目的として住宅の新築、改築若しくは増築又は改修工事（以下「改修等工事」という。）をした者に対し、住宅の改修等工事に要する経費の一部を補助することにより、多世代同居を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世代 同一の世帯に属する夫婦（坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年坂戸市告示第186号）第7条に規定する宣誓者を含む。第4条において同じ。）であってその一方が住宅の改修等工事に係る契約の締結の時点において40歳未満であるものの一方又は同一の世帯に属し、かつ、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を同時点において扶養する者をいう。
- (2) 親世代 子世代又はその配偶者の直系尊属をいう。
- (3) 多世代同居 親世代及び子世代が同居することをいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象物件」という。）は、親世代又は子世代が改修等工事の着手前から所有する市内に存する住宅であって、次に掲げる要件を満たすもの（住宅の改修等工事により第2号イに掲げる要件を満たすこととなるものを含む。）とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に適合していること。
- (2) 次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ア 昭和56年6月1日以後に着工された住宅
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であっては、地震に対して安全な構造であると市長が認めるもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、市内の補助対象物件で多世代同居（子世代の夫婦の一方が既に親世代と同居している場合に、他方が婚姻を機に同居することとなったときを含む。第5号において同じ。）をしている親世代又は子世代であって、補助金の交付の申請時において次に掲げる要件を

満たすものとする。

- (1) 親世代及び子世代のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (2) 親世代及び子世代のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 親世代及び子世代のいずれもが坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 親世代又は子世代のいずれかが補助対象物件の改修等工事の施工主であること。
- (5) 補助対象物件の改修等工事が完了した日と多世代同居を開始した日との間が3か月以内であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項及び第2項において「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の改修等工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 居住の用に供する部分以外の部分に係る改修等工事に要する経費
- (2) 設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料
- (3) 市から他の補助金等の交付を受けている経費
- (4) その他市長が適当でないとする経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

2 次の各号に掲げる場合における補助金の額は、前項に規定する額に、当該各号に定める額を加えた額とし、補助対象経費に相当する額を限度とする。

- (1) 子世代が転入した場合 20万円
- (2) 住宅の新築又は改築をした場合 10万円
- (3) 住宅の改修等工事を市内に事務所又は事業所を有する法人又は事業を営む個人がした場合 10万円
- (4) 住宅の改修等工事に係る契約の締結時において、転入し、又は転居した子世代に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合 20万円

3 補助金の交付は、補助対象物件1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市多世代同居住宅改修等工事補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、補助対象物件の改修等工事が完了した日又は多世代同居を開始した日のいずれか遅い日から起算して3か月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図、配置図、平面図及び住宅の改修等工事の方法を示す設計図書

(2) 住宅の改修等工事に係る工事請負契約書(内訳書を含む。)の写し

(3) 住宅の改修等工事に係る経費の領収書(明細書を含む。)の写し

(4) 住宅の改修等工事を行った箇所の写真

(5) 住宅の改修等工事が完了した日が確認できる書類

(6) 親世代と子世代との関係を証する書類

(7) 親世代及び子世代の住民票の写し

(8) 補助対象物件の所有者であることを証する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出に当たっては、あらかじめ市長に相談するよう努めるものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市多世代同居住宅改修等工事補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかに坂戸市多世代同居住宅改修等工事補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、親世代又は子世代が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以内に当該補助金の交付決定に係る補助対象物件を取り壊し、又は売却したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。